



老高発第0818第1号
老振発第0818第1号
老老発第0818第1号
平成23年8月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長、殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の
一部改正について

標記については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）（以下、「改正省令」という。）及び厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（平成23年厚生労働省告示第291号）が公布され、本年9月1日から施行されるところであるが、今回の改正の趣旨及び内容は別添1のとおりである。また、これに伴い、関係通知の一部を別添2のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。